

# 福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 井上 明夫

## 1 日 時

令和2年7月1日（水） 午前10時28分から  
午前11時07分まで

## 2 場 所

第3委員会室

## 3 出席した委員の氏名

井上明夫、大友栄二、御手洗吉生、阿部英仁、木田昇、藤田正道、河野成司、  
猿渡久子

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

なし

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 廣瀬高博、生活環境部長 高橋基典 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

(1) 第77号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものと全会一致をもって  
決定した。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課委員会班 副主幹 矢野順子  
政策調査課政策法務班 主査 甲斐諒子

# 福祉保健生活環境委員会次第

日時：令和2年7月1日（水）本会議休憩中

場所：第3委員会室

## 1 開 会

## 2 福祉保健部、生活環境部関係

### (1) 付託案件の審査

第77号議案 令和2年度大分県一般会計補正予算（第3号）

（本委員会関係部分）

### (2) その他

## 3 閉 会

## 会議の概要及び結果

**井上委員長** ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案1件です。

なお、説明については、福祉保健部と生活環境部を一括して行い、質疑についても説明が終了した後一括して行いますので、御了承願います。

それでは、第77号議案令和2年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**廣瀬福祉保健部長** それでは、第77号議案令和2年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち、福祉保健部関係について御説明します。

補正予算第3号では、先月12日に成立した国の補正予算を積極的に受け入れ、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対策等をさらに充実・強化するため、必要な経費を計上しています。

委員会資料の1ページをお開きください。福祉保健部関係の補正第3号の予算額は、表の左上、区分の上から2段目、7月補正予算案（追加分）欄の福祉保健部部計の①144億4,114万8千円です。

既決予算にこれらを加えた現計予算額は、一番下の段、現計予算欄の②1,287億6,434万円となります。

各事業の詳細については、担当課長が御説明します。御審議のほどよろしく願います。

**藤内健康づくり支援課長** それでは、2ページを御覧ください。番号1の感染症予防対策事業費補正予算額39億466万4千円です。

この事業は、感染症対策の充実・強化を図るため、新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策への支援や、PCR検査の迅速性向上のため、感染症指定医療機関等が行う検査機器の整備に要する経費を助成するものです。

まず、感染防止対策に取り組む医療機関への支援では、新型コロナウイルス感染症の疑い患

者とその他の患者が混在しない動線を確保するための間仕切りの設置や、発熱の疑いがある方を効率的に検知するための体表面温度測定機器の整備等に要する費用を、医療機関や薬局等に対し助成します。

次に、PCR検査体制については、これまでの取組により、県衛生環境研究センターと大分市保健所を合わせて、1日264検体まで検査処理能力が向上しています。

しかし、現行の体制では検体搬送から検査結果判明まで最長で24時間を要するなど、第2波に備えて、さらに県内の検査能力を強化する必要もあります。また、感染症対策連絡会議専門部会において、医療機関も検査の迅速化や感染管理強化に向けて協力したい旨の申出がありました。

そこで、感染症指定医療機関や帰国者・接触者外来など14医療機関を対象に、PCR検査機器等の導入経費に対し助成します。これにより、県全体のPCR検査処理能力は、1日当たり最大762件まで拡大します。

**安田福祉保健企画課総務企画監** 続いて、番号2の社会福祉施設等衛生用品確保対策事業費補正予算額34億40万6千円です。

さきほど、健康づくり支援課長が説明した感染症予防対策事業のうち、感染防止対策に取り組む医療機関への支援は、対象施設が医療機関や薬局等でしたが、本事業では、高齢者、障害者、児童福祉施設や私立幼稚園等を対象にしたものです。

消毒液や手袋など感染防止のための物品の購入、感染防止対策の研修の開催など、施設の独自の取組に対し助成します。

なお、医療機関への支援分も合わせ補助金審査等の一部の事務を委託するための経費も計上しています。

次に、3ページを御覧ください。番号3の医療・介護等従事者慰労金給付事業費補正予算額70億2,441万8千円です。

この事業は、新型コロナウイルス感染症への対応において、感染リスクと厳しい環境の下で心身に負担がかかる中、業務に従事している医療従事者や高齢者等福祉施設の職員に対し、慰労金を支給するものです。

医療機関や施設、状況に応じて金額が区分されており、例えば、感染症指定医療機関や帰国者・接触者外来等のうち感染症患者の診療等を行った場合は20万円、それ以外の場合は10万円を、患者と接する医療従事者や職員に対し支給することとしています。

なお、申請された書類を審査するなど一部の事務を委託するための経費も合わせて計上しています。

**河野こども・家庭支援課長** 続いて、番号4の児童扶養手当給付費補正予算額6,166万円です。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、子育て負担の増加や収入の減少が生じている低所得のひとり親世帯を支援するため、県が所管する4町村のひとり親世帯に対して臨時特別給付金を支給するものです。

補正内容は、①基本給付として、児童扶養手当受給世帯等を対象に支給する経費、また、②追加給付として、収入が減少した児童扶養手当受給世帯等を対象に支給する経費です。

なお、①の基本給付は、原則申請が不要で、1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を加算するもので、7月末に支給する予定です。②の追加給付は、申請に基づき1世帯5万円を随時支給することとしています。

**比護障害者社会参加推進室長** 続いて、番号5の障がい者工賃向上支援事業費補正予算額5千万円です。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、生産活動収入が相当程度減収している就労継続支援A型及びB型事業所に対し、生産活動の再起に向けて必要となる設備の維持管理費などの固定経費や新たな販路開拓等に要する経費に対して助成し、障がい者の働く場及び賃金・工賃の確保を図るものです。助成内容は、1事業所当たり50万円を上限とし、補助率は

10分の10としています。

**高橋生活環境部長** 続いて、第77号議案令和2年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち、生活環境部関係部分について御説明します。

今回追加の補正予算では、私立学校において新型コロナウイルス感染拡大防止のため行った、臨時休業に伴う児童生徒の学習の遅れを取り戻すため必要な人的体制の整備や、学校での3密対策に必要な備品等の整備を支援する経費1事業を計上しています。

委員会資料の1ページをお開きください。生活環境部関係の令和2年度一般会計補正予算の状況です。

生活環境部関係の7月補正追加予算額は、7月補正予算案（追加分）欄の生活環境部、部計の①4,025万円です。

これを既決予算に加えた本年度予算の総額は、②127億8,043万6千円となります。

なお、この補正予算の詳細については、担当課長から御説明します。御審議のほどよろしくお願ひします。

**河野私学振興・青少年課長** 資料の2ページを御覧ください。

私立学校学習環境緊急整備事業費として、補正予算額4,025万円を計上しています。

本事業は、私立学校における臨時休業に伴う児童生徒の学びの保障と、安全で安心な学習環境を確保するため、人的及び物的体制の整備に要する経費に対し、助成するものです。

人的体制の整備については、学習指導員やスクールサポートスタッフの配置に係る経費等に対して、国と県が各々2分の1を助成します。

物的体制の整備については、消毒や換気等に要する物品の購入経費に対して、国の補助限度額と同額を県が独自に上乗せ助成します。

これらの助成を通じ、私立学校においても県立学校と同様の整備が進むよう、後押しします。

**井上委員長** 以上で、説明は終わりました。

質疑、御意見があればお願ひします。

**猿渡委員** どれもありがたいものだと思います。

福祉の1番のPCR検査については、762件までと大幅に増えるんですが、大分市も同じ

ように病院に対して補助をすると聞いています。大分市の分を含むと何件になるのか。その機器を導入した際に、病院側が人的な環境——スタッフが大丈夫なのか気になるんですが、その辺を教えてください。

2番については、障がい児の事業所も入ると聞いているんですが、高齢者福祉施設、障害者福祉施設の対象人数、スタッフの人数についてそれぞれ教えてください。

それと3番、濃厚接触者等に対応した場合に10万円となっていますが、期間はいつからいつか、今後そういう事態になった場合に対象になるのか教えてください。

あと5番、手続きがややこしいと大変かなと思うんですね。上限50万円ということですが、手続きは簡易で済むようにして事業所の負担を軽くすべきではないかと思いますが、どうですか。

生環の1番は、県立学校は教員が増えて部屋を分散した場合に、エアコンを設置するとさきほどお聞きしたんですが、私立で教室を分散した場合に、これからの暑い時期——夏休みを含めての授業になるので、エアコンの状況がどうなのか、その辺の支援が必要ではないかという気もするんですが、どうですか。

**藤内健康づくり支援課長** まず、PCRの機器整備ですが、これは新型コロナウイルス対策緊急包括支援事業で、県が実施主体なので、大分市が先般公表した5医療機関もこの県の事業に包括しています。762件は大分市保健所や大分市が補助する5病院も含めた県全体の数字です。

また、こういう機器整備に伴う人的環境ですが、ここにその一部を持ってきているんですが、今回整備するのは、こういう検査キットに患者から採った検体を基に調製した試薬を垂らして、機械にセットして45分で結果が出るものです。今、衛生環境研究センターや大分市保健所がやっているような3、4時間かかって、職員にかなり負担がかかるものとはだいぶ異なるため、人的な負荷は少ないと考えています。（「大量にできるものとちょっと違うんですか」と言う者あり）

県の衛生環境研究センターや大分市保健所は、一度に24検体を3、4時間でやるので、大量の検体を処理するのに向いています。今回、医療機関に整備するのは一度に4検体まで——検体数は少ないんですが、セットすれば45分で結果が出ます。医療機関においては少数の検体だが、短時間で結果が出るものが使いやすい。県のような検査機関は大量の検体を3、4時間で処理できるものが向いています。そういう使い分けをしています。

**安田福祉保健企画課総務企画監** さきほどの社会福祉施設等の衛生用品の関係ですが、予算の概要にあるように、高齢者福祉施設4、731施設と障害者福祉施設1、624施設です。制度的には、今回のものについてはそれぞれ施設に応じて出すことになるので、個人に出すとはなっていません。ですから、対象としては、そちらにあげている対象施設に対して出すと考えていただければ結構かと思います。

よろしいでしょうか。（「慰労金のことですよ」と言う者あり）

**猿渡委員** 間違えました。3番でした。

**安田福祉保健企画課総務企画監** 3番ですが、高齢者施設は約5万人の職員がいると把握しています。それと、障害者福祉施設は約2万人の職員がいると把握しています。

今後申請いただいて、人数はまた改めてチェックし、給付する流れになるかと思っています。

**比護障害者社会参加推進室長** 5番の障がい者工賃向上支援事業の関係ですが、現在、厚生労働省から正式な実施要綱がまだ示されていません。他方、こういった事業所の方々のうち、3月以降、相当程度工賃等が減少していて苦しい状況にある所は、実際にこちらでも調査をして認識しています。要綱等が示されてこの事業を回せるようになった段階で、できるだけ早く事業所の方々に補助ができるように、また、事業所の方々がその際に手続等でできる限り御苦労されないように、担当としても鋭意心を砕いて実施していきます。

**河野私学振興・青少年課長** 私立学校のエアコンの状況です。

私立学校は、公立、県立に比べて1クラス当たりの人数は30人程度と比較的少ないこともあり、今回のコロナの状況の中でも、一つのクラスの中で3密を避けた授業がおおむねできていると聞いています。

普通教室については、全体379室全てにエアコンが配置されており、仮に3密を避けた分散授業を行う場合に使う特別教室についても8割程度エアコンが配備されており、授業運営上は支障がないと考えています。

ただし、これから暑い時期になるので、各私立学校としっかり情報共有しながら、ニーズなり問題があるような場合は、しかるべき対応を取りたいと思います。

**御手洗委員** 関連して、3番は介護職員という解釈でよいか、それとも施設職員なのか、そのところを。

**黒田高齢者福祉課長** さきほど猿渡委員から対象期間について御質問いただいたので、そこもあわせてお答えします。

対象期間については、各都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目の発生日から6月30日までの間とされているので、本県では3月3日から6月30日までの間に施設で利用者と接する仕事をされた方、10日以上勤務された方と定義しています。そういう意味では、直接ケアをするような職員だけでなく、例えば、事務職員で利用者と接する仕事をしている方も今回の慰労金の対象になっています。

**御手洗委員** 施設職員全てということでもいいんでしょうか。

**黒田高齢者福祉課長** 定義上、利用者と接する職員となっており、それで言うと、直接利用者の方と接する仕事をしていない方は対象にならない場合も、もしかしたらあるかもしれませんが、基本的には職員の方全てとなるかと思っています。

**御手洗委員** 施設職員でないと、例えば栄養士とか、あるいは調理するのも施設の職員なんですよね。そういう方々も含むということでしょうか。

**黒田高齢者福祉課長** そういった方も利用者の

方と接する職員に含まれるので、対象になると思っています。

**阿部委員** 次々、制度で助成金を出していくのは大変ありがたいことだと思います。消毒液とかコロナ対策のいろんな設備等、施設の数はここに出ているんですが、もう既にこういう施設それぞれに対してどれだけ割り当てるかは大体皆さん方で決めているのか。これからどういっのをやりますかと個々の施設から要望を出させるのか。やり方としてはどうやるんですか。もう既にA施設はこれぐらいのものだからこうですよとしているのかどうか。現在の状況を教えてください。

**安田福祉保健企画課総務企画監** 基本的に今回の補正予算は、遡及ができるようにしています。ですから、既に改修とか何らかの措置をしているところも対象になるので、その場合は、今ここまでやっているとお知らせすることになります。

それと、上限額がそれぞれ決まっているので、上限一杯までは使えます。今後やろうとしている場合は、基本的にそれぞれの施設によって大きく差はないので、大体こちらから、こういったもので使えますよとお知らせしているので、その中で出していただくことになります。

**阿部委員** せつかくの国の対策費、10分の10ということですから、予算が残ってしまったということにならないように、ぜひ十分な体制を取っていくように指導してください。よろしくお願いします。

**河野委員** 障がい者の工賃向上についてお伺いしたいんですが、さきほど説明を受けたときに、所得補償的なことはできないので、就労支援をしている所に対して、職員の人件費とかも含めて固定費の部分を補助、助成しますという話があったんですね。

ちょっと私が疑問に思ったのは、今、所得補償的な施策をどんどんやっている最中なのにもかかわらず、障がい者の賃金についてはかなり厳しい状況にある。ふだんは月額1万5千円ぐらいしか工賃がないのに、それもほとんどなくなっていると聞いているので、そういった所得補償的な施策が地方創生の交付金を使ってでき

ないのか、若干疑問に思ったものですから、その辺の御見解をお願いします。

**比護障害者社会参加推進室長** 工賃向上支援事業ですが、まず、目的は基本的には障がい者の賃金、工賃の確保——事業所によっては、これまで支払っていた工賃が十分に支払えない状況が出ていると、県で行った調査でもあったので、そういったところに補填できるものです。

一方、御指摘の地方創生交付金については、担当課に引き続き確認をして、できることがないか模索していきたいと思います。

県としては、国庫10分の10なので余さず使って、事業所のサポートに回すこともやっています。

例えば、自動車の下請の仕事とかで頑張っていた事業所では、一時期、仕事がほとんどなくなることがあったので苦慮していると聞いています。

そうした中で、県が共同受注事業所なり、新たにこういった仕事がありませんかと広く募って、苦慮している所に仕事を分配したり、あとは販売機会の確保で、生産しているものをどこかのイベント等で販売してもらえないかといった話等々、何がしかの本来の仕事の少しでも確保していただいて、事業所の方々も苦しい中で頑張っていたできるように、工賃も事業所の仕事そのものもできる限り確保してあげる、その両面で取り組んでいます。

さきほどの地方創生のところですが、改めて確認をした上で御説明します。

**河野委員** 今回の補正予算の事業については、事業継続的な意味合いの強い補助かなと思います。私は、実際そこで働いている方たちの賃金、工賃が通常ベースと比べて減っている部分について、所得補償的なものが考えられないかをお聞きしたかったわけです。その辺について、交付金等の活用も含めて——あらゆるものに使えるんだという説明を受けているものですから、一番経済的に苦しくなっている方たち、毎日一生懸命親が送り出して、帰ってきて、そして月に1回賃金をもらって——工賃が1万5千円ぐらいにしかならない人たちが、すごい喜びを持

って仕事に行っている部分をぜひ大切にしていただきたいと思っているので、御検討よろしくをお願いします。

**藤丸障害福祉課長** 今の河野委員への答弁に追加しますが、就労継続支援A型事業所と就労継続支援B型事業所とありますが、4月に厚労省から、A型、B型ともに職員の処遇に影響が出ない範囲内で、自立支援給付費を利用者の賃金、あるいは工賃の補填に充てることも差し支えないという通知も出ています。そういったものも利用してもらいながら、少しでも影響がないようにしていきます。

**藤田委員** 福祉保健部の3番の事業、対応された医療従事者や職員の方々。この5万円、10万円、20万円は、多分5万円は、感染すると重篤化するリスクの高い高齢者や入院患者と接している方々は、やっぱりうつしてはいけないと、自ら人と会わないように自主的に隔離生活を送られてきたし、送られていることへの5万円だと思うんですね。

20万円は、接した方は家族にうつしてはいけないので、ホテルに宿泊したり、近隣にアパートを借りたりして、ずっと治療にあたられていましたよね。そういうことに対する20万円、若しくはそれに準ずる10万円だと思うんですが、今後、実際に支払っているホテル代とかアパートの借上げ代、これは個人になるのか医療機関になるのか分かりませんが、そういったものの手当ても考える必要があるんじゃないかという気がするんですが、その辺いかがですか。

**一丸医療政策課長** 今、御指摘いただいた、実際に自分は感染していないが、患者と接した方が、御家族がいて、家に直接帰るよりはホテルに宿泊したりしているという事情も伺っています。

入院患者を受け入れた医療機関に対して、6月3日の臨時会で議決された協力金を1人当たり100万円支払うこととしています。その使い方については、危険手当はぜひともお願いしていますが、今おっしゃった宿泊費の補助、費用負担についても使っていただければと思っています。そういったところで対応いただけれ

ばと思います。

**藤田委員** 一定の基準を設けながらそういう使い方も、ぜひ積極的にしていただきたいと思うんですが、今後の課題として、個人の負担が出ないような、実際に個人に対して手当されるような方向での指導、あるいは話合い、若しくは新しい制度の設計を今後ぜひ検討いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

**木田委員** 同じく3番の慰労金ですが、病院経営もかなり厳しくなるところがある中で、大変ありがたい制度ができたなと思っています。今回、医療機関と介護施設に限られていますが、心身の負担を考えると、保健所とか、検体の分析をされる方、あるいは患者の搬送、検体の搬送、いろいろな形で携わっている方は、医療機関に限らず、ほかの所でもあるのではなかろうかと思っています。県病の職員もおそらく対象にはなると思うんですが、保健所、あと衛環研の方も170時間の時間外勤務をしたとありました。大変な心身の負担の中で働いている方もいますが、医療機関に限らず、そういったところに今後どのような配慮がなされるかをお伺いしたい。

あと、さきほど猿渡委員から御質問があったんですが、今後、7月以降の感染が出た場合はどのような対応になるのか。大分県は切れていますが、よその県は引き続いて感染者が出ています。これは国の枠組みかもしれませんが、一旦給付した後の7月以降に感染が出た場合、給付の在り方はどうなるんだろうかと。その辺をお願いします。

**安田福祉保健企画課総務企画監** まず、さきほど職員の慰労、例えば、県病の職員はどうなるかと言えば当然対象になります。

保健所の職員とか実際に携わった方は、先般、県職員であれば県で手当見直しの条例改正をしているので、そちらで対応する部分は出てくると思っています。ただ、今回の慰労金は該当しない、やはりそこは制度的に今回は限られています。

それと、7月以降の対応ですが、今回はあくまで慰労金という意味合いになっており、これ

まで非常に御苦労された方々に対して支給するものです。今後については、国の制度で、こういったものがまた出てくるかどうかを注視していきます。

**木田委員** 感染が続いている他県においても、一旦6月で区切るということですね。

また、他の特勤手当が措置されたということだと思うんですが、額からすると時間外手当は170時間は大変な額にはなると思うんですが、それはそれとして、特勤手当の額を考えると…。

いろいろな形で携わる方、例えばコロナ関連の廃棄物の処理をされている方、それは医療機関外ですが、そういった方々もいろいろな思いの中で働いていると思います。今後そういったところも念頭に置きながら対応を考えていただければと思います。よろしくをお願いします。

**御手洗委員** 藤内課長に伺いたいんですが、7月になりました。もう夏です。にもかかわらず、私どもはこうやってマスクをしている。これはいつまでしなければならぬんですか。私は生涯マスクを離せないんじゃないかなと思うんですが、課長の率直な意見を。

**藤内健康づくり支援課長** 昨日国内で初めて大阪でワクチンの第1相の臨床試験が始まるという報道がありました。基本的に我々が新型コロナウイルスと共存していく中で、マスクもしない、つまり、コロナが発生する以前の生活に戻るためには、多分そうしたワクチンが開発され、あるいはインフルエンザに対するタミフルのような特効薬ができて、これさえ飲めば高齢者も基礎疾患のある人も全然心配なくていいよといった治療薬が開発されれば、今までの元の生活に戻れますが、それが来年になるのか、あるいはもう少しかかるのか。今本当に研究者が一生懸命取り組んでいます。それまでの間は、屋外で熱中症のリスクがあるときは、周りに人がいないことを確認して、マスクを外していただき、屋内でこういう状況であればマスクをするという生活がしばらく続くことを覚悟いただいた方がよいかと思います。よろしくをお願いします。

**井上委員長** 他に何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

予定していた案件は以上ですが、このほか、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** ほかにないようですので、これをもって本日の委員会を終わります。

執行部は、お疲れさまでした。